JAIST Repository

https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	WIPO知財新条約からみる、伝統知識保護とグローバルサウス: 我が国の対応を考える
Author(s)	駒谷, 剛志
Citation	年次学術大会講演要旨集, 39: 637-640
Issue Date	2024-10-26
Туре	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19634
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



2B01

WIPO 知財新条約からみる、伝統知識保護とグローバルサウス〜我が 国の対応を考える

駒谷剛志 (神戸大学・慶應義塾大学) takeshi@komatani.com

1. はじめに

伝統知識(Traditional Knowledge, TK)は、特にグローバルサウスの国々において重要な文化的・経済的資源として認識され、その保護は地域の持続的発展に不可欠であると主張されている。従来、伝統知識は、「古い」知識であるため、「新しい」ものを原則として保護することを想定する典型的な知的財産権の枠組みで十分に保護されてこなかったため、不正利用や生物資源の搾取が課題と主張されてきた。1990年代に生物多様性条約とTRIPS協定の交錯において、伝統的知識の保護がグレイゾーンにある感覚があるが、四半世紀の議論を経て、2024年5月24日、WIPO(世界知的所有権機関)は特許出願における遺伝資源に関する発明の出所開示要件を定める新条約を採択し、これにより伝統知識と関連する遺伝資源の保護に新たな枠組みが提供されることとなった。この条約は出願書類の一部修正に過ぎないといることもできるが、出願の過程における遺伝資源の入手を管理する必要が顕出するなど、ステークホルダー側では議論を呼んでいる。

本要旨では、この新条約をきっかけとして、日本の対応とグローバルサウスにおける伝統知識保護の 課題について考察する。

2. 先行研究 (ステークホルダの主張の現状を含む) 伝統知識と遺伝資源の知的財産的保護について

伝統知識と遺伝資源の知的財産的保護は、特に特許出願における不正利用やバイオパイラシー(生物資源の無断利用)の問題が取り上げられてきた。最初に取り組んだのは上述の CBD である。CBD の要請を受けて、WIPO が 21 世紀に入って、遺伝資源および伝統的知識に関連する特許開示要件についての技術的な事前調査を行っている。WIPO 資料では、加盟国や関係者から提供された最新の実務的・実証的情報を取り入れ、遺伝資源および伝統的知識に関する特許の開示要件に伴う法的及び運用上の問題点に対し、技術的な説明を提供するものであった。特許発明の開示による透明性は、近代特許制度が始まった時からの重要な特徴であり、現代の技術革新は遺伝資源の多様性に。最近の議論では、遺伝資源と伝統的知識に対する特定の開示要件を設けることで、特許制度の透明性と有効性をさらに高めるべきかという点で議論されていた。

日本における対応は、開示要件ではなく、情報検索システムの整備が重要であるとの主張になっている。特許出願における伝統知識に関連する発明の透明性確保は必ずしも生物資源の保護に直結しないという主張である。

田上は、国際的な知的財産制度と遺伝資源・伝統知識の保護に関する南北問題が取り上げられ、特に「Biopiracy(バイオパイラシー)」と呼ばれる先進国による遺伝資源の不正利用が問題視されていることを指摘する。また、伝統知識と遺伝資源の利用に関しては、公正な利益配分を求める声が強まり、WIPOやCBDなどの国際機関が調和点を見出すために議論を続けていることが述べられている。特に、先進国の企業や研究者が発展途上国の豊富な遺伝資源や伝統的知識を無許可で利用し、知的財産権を取得して利益を得る行為を指します。特に、遺伝資源を利用して開発された製品や技術から生じる利益が、提供者である発展途上国や先住民に還元されないことを指摘する。バイオパイラシーは、遺伝資源を「人類共通の遺産」とする考え方のもとで法的に正当化されることが多く、これが発展途上国と先進国の間の対立を深める要因となっていることが指摘されている。

日本における固有の伝統知識保護の現状に関する先行研究

日本には、漢方(誤解のないように記すと、漢方は日本の医学であって、中国のものは中医学であるため区別されるべきである点留意されたい。)をはじめ、多数の伝統的知識が存在する。漢方についていえば、漢方を伝統的医学として知的財産的保護が行えるような対策はデータベースレベルではあるものの、法制度としては整っていない。他方、例えば、上述のブラジルのみならず、中国等でも法制度化する動きがある等、諸外国での制度整備が進んでいる。漢方は中医学と起源が類似しているため、日本人ですら漢方を中国の医学であると誤解するような状況であるところ、日本の伝統的知識の重要な一側面である漢方についてもその知的財産が日本に帰属することの証明を行いうる体制は全く不十分であると考えられる

3. 新条約の出現前後の現状

WIPO の 2024 年 5 月 24 日に採択された新条約は、遺伝資源に関する発明における出所開示要件を特許出願の中で義務化することで、伝統知識の不正利用を防止することを目的としている。この条約により、発明が伝統知識や遺伝資源を利用している場合、その出所や起源を明確にすることが求められるようになった。これにより、伝統知識を提供するコミュニティが不正に利用されることなく、発明による利益分配に関与できる可能性が高まる。

日本においても、この新条約に対応するために、国内法の整備や特許出願時の開示要件を強化する動きが見られる。特に、生物多様性やバイオテクノロジー分野における技術革新において、伝統知識や遺伝資源の適切な利用と商業化が課題となっており、日本政府はWIPOの新条約に当座加入する予定はないとしつつ、外国出願では無視できない状況であるため、国内企業や研究機関に対しても、特許出願時の開示要件に対応することについてはアシスト動きがみられる。

4. 議論

新条約の採択に伴い、以下の点が今後の議論の焦点となる。

日本の主張にあるように、遺伝資源の出所開示はイノベーションに対するインセンティブ低下の原因になりこそすれ、透明化や利益配分の強化にはならない。そこで、遺伝資源について、伝統的知識に関連するもの(associated traditional knowledge-aTK)との概念を生成し積極的保護に向けて sui genersis として「新規な」知的財産保護制度を導入すべきであるとの主張がなされている。

日本の議論は、グローバルサウスの過剰な保護に対する警戒感に関する議論がおおい。他方で、日本にも伝統的知識があるところ、その保護をしようという機運は断片的であり、総合的な戦略は提案されていないように見える。本年の研究イノベーション学会では、日本における遺伝資源の研究の在り方が現状でよいのか、日本の伝統的知識を知的財産として保護するべきかどうかの議論、そのためのベースとして、そもそも日本の伝統的知識に関連する遺伝資源を総合的に研究し、自国のものであるかどうかを検証するような研究に対する支援があってもよいのではないかと考える。このような研究促進によってグローバルサウスの研究開発に対する支援もできるのではないかと考える。

これによって、遺伝資源の適切な管理と利益分配に対して中立的な議論が行えるし、グローバルサウスとの衡平な議論ができるものと考えられる。

特に、国際協力の深化として、特許出願時の開示要件の厳格化に伴い、グローバルサウスの国々と連携して、実効的な保護措置を講じる必要があると考える。

そして、国連で議論されていた、「先住民の権利に関する国連宣言 (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, UNDRIP)」の第31条に関して再度検討しておくべきであろう。先住民の文化的・知的財産に関する権利について、先住民が自身の文化的遺産、伝統知識、伝統的文化表現を保護・管理・利用する権利を有していることが強調されていることから検討すべきであると考えられる。さらに別の議論として、CBD では、2016年12月に開催された生物多様性条約・名古屋議定書第2

回締約国会合において、開発途上国側から、遺伝資源の定義には DNA の塩基配列を一例とするデジタル配列情報(DSI)も含まれるとしてその利用に対価を支払う制度を求める主張がなされたことをきっかけとして、デジタル配列情報(DSI)利用したものについて、議論が激しさを増している(COP16参照)。実質的には情報を利用するだけで利益配分の対象になることが決まり、どのようにするべきかがいよいよ議論になっている。日本からは「DSI に関する議論は、研究およびイノベーションに不可欠なオープンアクセスに影響を与えるものである。」と主張されているが、この点の理論武装はよりしっかりしておくべきであろう。

また、筆者が遺伝資源の保護の観点で指摘したように、自己非自己や同一性の問題が適切な保護との関係で問題となる。一つの重要な問題点としては、権利の客体の側面の問題として、生物学的な同一性と、法的に決定される同一性や類似範囲といった、権利範囲の設定の問題に加え、主体的な問題として、自己と非自己との境界線が実は揺れているといった問題があるという点である。

技術が進歩すると、自己同一性を規定する要件が増えていく。そうすると、権利として成立する範囲が狭くなり、同一性の範囲が狭くなってくる。技術発展の前であれば、同一性の範囲内と判断される範囲であっても、技術発展の結果細分化されるというものである。ある意味、従前同一の物が別々の権利として乱立する状態が生じる可能性がある。現実にそれが起こっているのが抗体医薬の世界である(Amgen v. Sanofi 事件)。生物資源又は物質発明において物質の構造という一次元的な尺度で権利範囲を特定するという考え方に基づき、生物資源・遺伝資源の知的財産的保護がなされているのが現状であるが、技術革新の速度が加速度的になっている現状の観点で特許や植物新品種のような保護制度を利用する場合は、自由競争に任せて生物資源の保護をさせることに限界があると思われる。

自己の範囲あるいは非自己との区別も、科学技術の発展とともに変動し、あるいは曖昧化(スペクトル化ともいわれる。)している。元来非自己と閑雅れる寄生虫や外来ウイルス等は、その共生関係を考慮すると自己であるべきとの考えもあるのほか、最近注目される腸内細菌叢等も、その存在によって宿主の性質が影響を受けており、相対的に見れば「自己」の範囲内であるとの見方もできる。これを延長すると、環境要因が自己の形成に与えている可能性が高い場合も多く、そのような場合の「自己」の範囲の定義には慎重な配慮を要する。

このようにどこまでが範囲なのか、自己なのかを検討していくと、そもそも誰が利益享受者(所有者)になるのかの議論で問題が生じることになる。

また、最新技術も問題である。ゲノム編集技術の進展によって、情報さえ得られれば、他者と同一のゲノム配列を持つ生物資源を作出することが容易になっている。ゲノム編集技術を用いると、人工知能(AI)を利用することで、人間が意図しないで、偶然に無関係の他者の伝統的知識に関連する遺伝資源を、当該他者の伝統的知識に依拠することなく、創出してしまうことも可能となっている。この場合に学習データにそのような伝統的知識に関する情報が含まれている可能性も否めなくはないが、類似する遺伝子配列が多数存在する場合も多く、伝統的知識に依拠しないで作出されることもあり、このような場合に伝統的知識に依拠したと理論的に議論できたとしても依拠性が不明であることもあり得る。

このような種々の論点を整理しつつ、適切な権利保護制度を導入することは精緻な議論や環境整備が必要となってくる。

5, まとめ

WIPO の新条約は、穏当な形での調和が諮られたと評価されており、グローバルサウスの評価もおおむね高い。しかしながら、この新条約は目的を達成するには長い道のりが必要である。

他方、日本は、遺伝資源の保護について自分自身のアイデンティティ確立のための研究に対する投資が少ないと考えられる。今後は、このような伝統的知識及びそれに関する遺伝資源についての研究開発に対する支援を強化する一方で、グローバルサウスにおける伝統的知識の保護にも協力する仕組みづくりを強化するべきであると考える。

参考文献

[1] WIPO, The new WIPO Treaty on Intellectual Property, Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge (2024) https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/gratk_dc/gratk_dc_7.pdf (last visited on September 24,

2024)

- [2] WIPO, Executive Summary: Basic Proposal for an International Legal Instrument on Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge https://www.wipo.int/export/sites/www/diplomatic-conferences/en/docs/executive-summary-basi c-proposal.pdf
- [3] Key Questions on Patent Disclosure Requirements for Genetic Resources and Traditional Knowledge (Second Edition). https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4498
- [4] 遺伝資源の利用と利益配分に関する国際的枠組みを定めた名古屋議定書。https://www.cbd.int/abs
- [5] 大澤麻衣子「伝統的知識の保護と知的財産権に 係る国際的な取り組み」季刊 企業と法創造「知的財産法制研究」(2),111-126(2004)
- [6] 田上麻衣子「遺伝資源及び伝統的知識のをめぐる議論の調和点」知的財産法政策学研究(19)167 頁 (2008)
- [7] 馰谷剛志「生物資源・遺伝資源の知的財産的保護に関する一考察」慶應法学 52 [127]-157 (2024)
- [8] 森口洋充「日本の遺伝資源の保存とその課題」季刊政策・経営研究 1.49-58 頁 (2014)
- [9] 漢方データ https://dbarchive.biosciencedbc.jp/jp/knapsack-kampo/data-2.html
- [10] WIPO ウェブサイト・WIPO マガジン「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する国際協定の締結が、視野に」(2023) https://www.wipo.int/wipo magazine digital/ja/2023/article 0003.html
- [11] Amgen Inc. v. Sanofi, 143 S. Ct. 1243 (2023)、評釈として、馰谷剛志「論説 抗体発明に関し、機能的クレームの実施可能要件(Enablement)が否定された事例(米国最高裁判例):バイオ発明の知財保護を考える 判例番号:Amgen Inc. v. Sanofi, 143 S. Ct. 1243 (2023) (Amgen 米最高裁事件)」AIPPI2024 年 1 月号